第８５回社会保障審議会年金事業管理部会
令　和　８　年　９　月　１　４　日
資料３

日本年金機構の内部統制システムの現状について

１．内部統制システムの基本方針

日本年金機構の「内部統制システム構築の基本方針」（業務方法書　第16条）では、以下のとおり定められている。

コンプライアンス	コンプライアンス（法令、各種規程等を遵守するとともに社会的規範に従うことをいう。）の確保のため、コンプライアンス委員会及び担当部署を設置し、コンプライアンス規程及び役職員行動規範を策定するとともに、外部の弁護士の参画の下で法令違反に関する通報制度を設けること。
リスク管理	業務運営における適切なリスク管理のため、リスク管理委員会及び担当部署を設置し、リスク管理規程を策定するとともに、リスクアセスメント調査を実施し、業務運営全般に係るリスク管理を行うこと。
業務の有効性・効率性	業務の有効性・効率性の確保のため、業務の実施に係る判断基準、指揮命令系統並びに責任及び権限を明確にした業務処理マニュアルに基づく業務の執行を徹底するとともに、第１７条に規定する運営評議会のほか、機構の業務運営に関する意見を収集し、国民の意見を適切に業務運営に反映させること。
適切な外部委託管理	適切な外部委託の管理のため、業務横断的に委託業務の品質を管理する担当部署及び委託業務を所管する部署における委託業務責任者を設置するとともに、第１０条に規定する外部委託規程に基づき、業務の委託の各過程における管理及び監視を行うこと。
情報の適切な管理及び活用	情報の適切な管理及び活用等のため、情報伝達規程、文書管理規程及び個人情報保護管理規程を策定し、当該規程に基づく情報の伝達、保存、管理及び活用を徹底すること。
業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善	業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善のため、監事の職務を補佐する監事室を設置し、監事による適正で効果的な監査を実施すること。また、理事長直属の監査部門を設置し、監査規程を策定するとともに、外部監査を活用しつつ、効果的な監査を実施すること。これらの監査の結果を踏まえて、各担当部門がその役割に応じながら連携し、業務運営及び内部統制の改善を確実に行うこと。
ITへの適切な対応	ＩＴへの適切な対応のため、システム担当理事（ＣＩＯ）及びシステム部門（ＰＪＭＯ）を置き、電子情報処理組織（第７条に規定する電子情報処理組織を含む。）の開発、管理及び運用を適切に行うとともに、ＩＴに係る専門人材の育成を進めること。

2．内部統制システムの全体像

○「内部統制システム構築の基本方針」（業務方法書　第16条）に基づき、体制を構築し、継続的に改善を図っている。

○ 重層的な内部統制システムとし、「三線防御体制」の考え方を踏まえて、リスク管理の取組を行っている。

○ 厚生労働省年金局から直接の指揮監督を受けるほか、外部機関の検査やモニタリングも受けている。

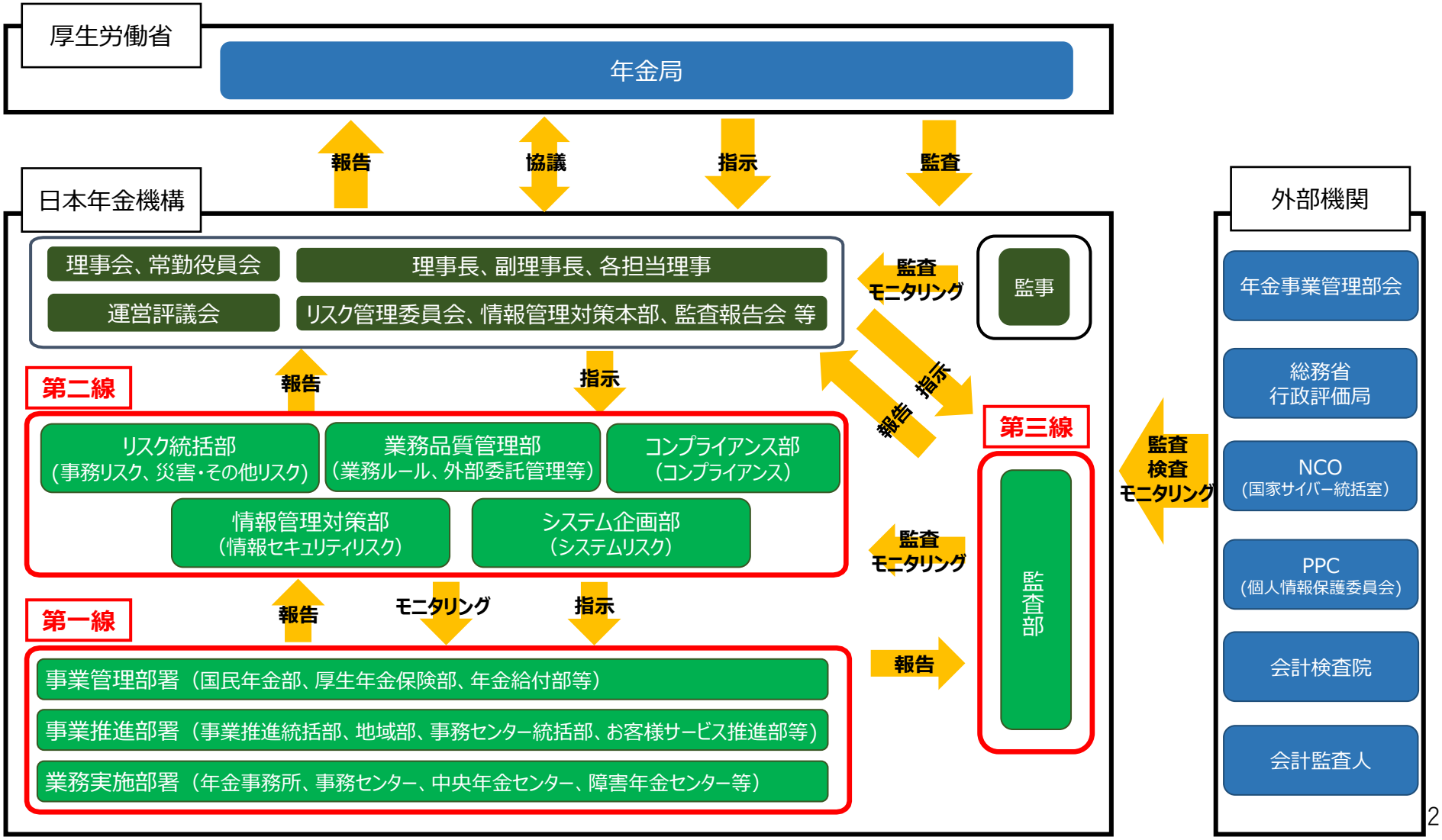

3．第一線における内部統制とリスク管理

第一線の機能・役割

○ 第一線部署は、リスクオーナーとして事業を行う部署である。
○「事業管理部署」である国民年金部、厚生年金保険部、年金給付部等は、年金局等と協議して、業務ルールを策定し、業務実施部署に指示する。
○「事業推進部署」である事業推進統括部、地域部等は、業務の推進・管理を行うとともに、年金事務所等からの照会・協議に対応する。
○「業務実施部署」である年金事務所、事務センター、中央年金センター、障害年金センター等は、策定されたルールに基づき、業務を行う。

統一的なルールに基づく業務の実施

○ 年金局より発出される通達等に基づき、事業管理部署がルール案を作成し、年金局及び第二線部署と協議後、指示文書発出等を通じて周知を行う。
○ 業務実施部署からの改善要望を受けた場合や、事務処理誤りが発生した場合等には、必要に応じてルールの改善を図る。

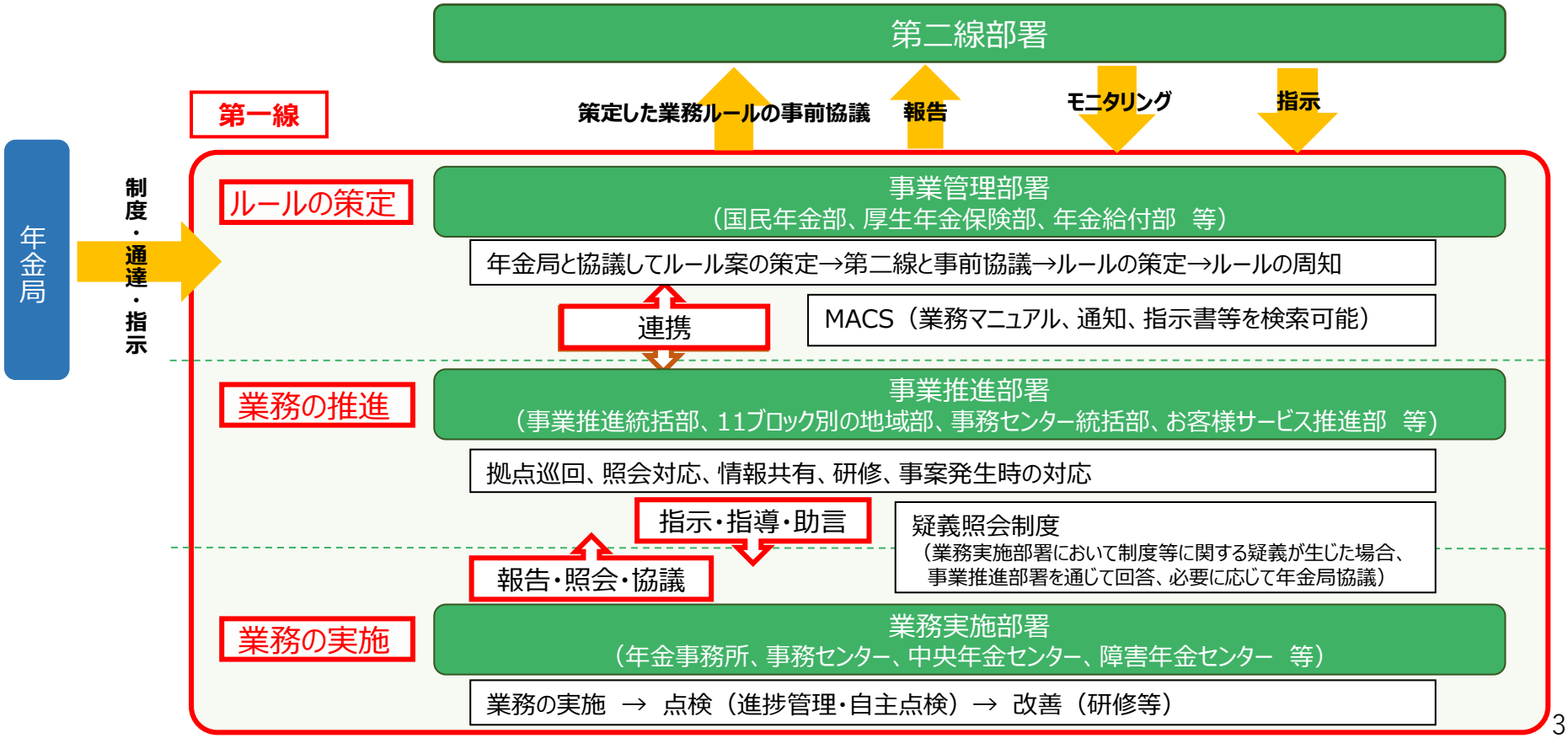

４．第二線による内部統制とリスク管理

第二線の機能・役割

○ 第二線部署は、リスクを「事務リスク」「システムリスク」「情報セキュリティリスク」「災害・その他リスク」の４つに分類し、各リスク管理のためのルールを定め、ルールの順守状況等をモニタリングし、リスクへの対応を行っている。

リスク管理体制

○ リスク管理プログラムに基づき、モニタリングや第一線への指導の状況、リスクへの対応結果等をリスク管理委員会に報告するとともに、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、取組結果を情報管理対策本部に報告している。

※現在、理事長直轄の「情報管理対策室」を令和８年10月に「情報管理対策部」へ改組し、特命担当理事の下に配置することで、第二線機能を強化し、より重層的なリスク管理体制を構築する予定。

第二線によるリスク管理の取組

【リスクの未然防止】 第二線では、リスクを発生させない仕組みを作るため、業務ルールの審査、整備、調査、テスト、訓練等を行っている。

【リスクの把握】 リスクを早期に発見し拡大を防ぐため、業務処理状況等のモニタリングを行っている。

【事後対応】 同じリスクを繰り返さないため、原因の分析を行い、業務ルール等見直しに向け、第一線への助言、指導、改善提案、運用ルールの見直し等を行うほか、ＨＰによる注意喚起等を行っている。

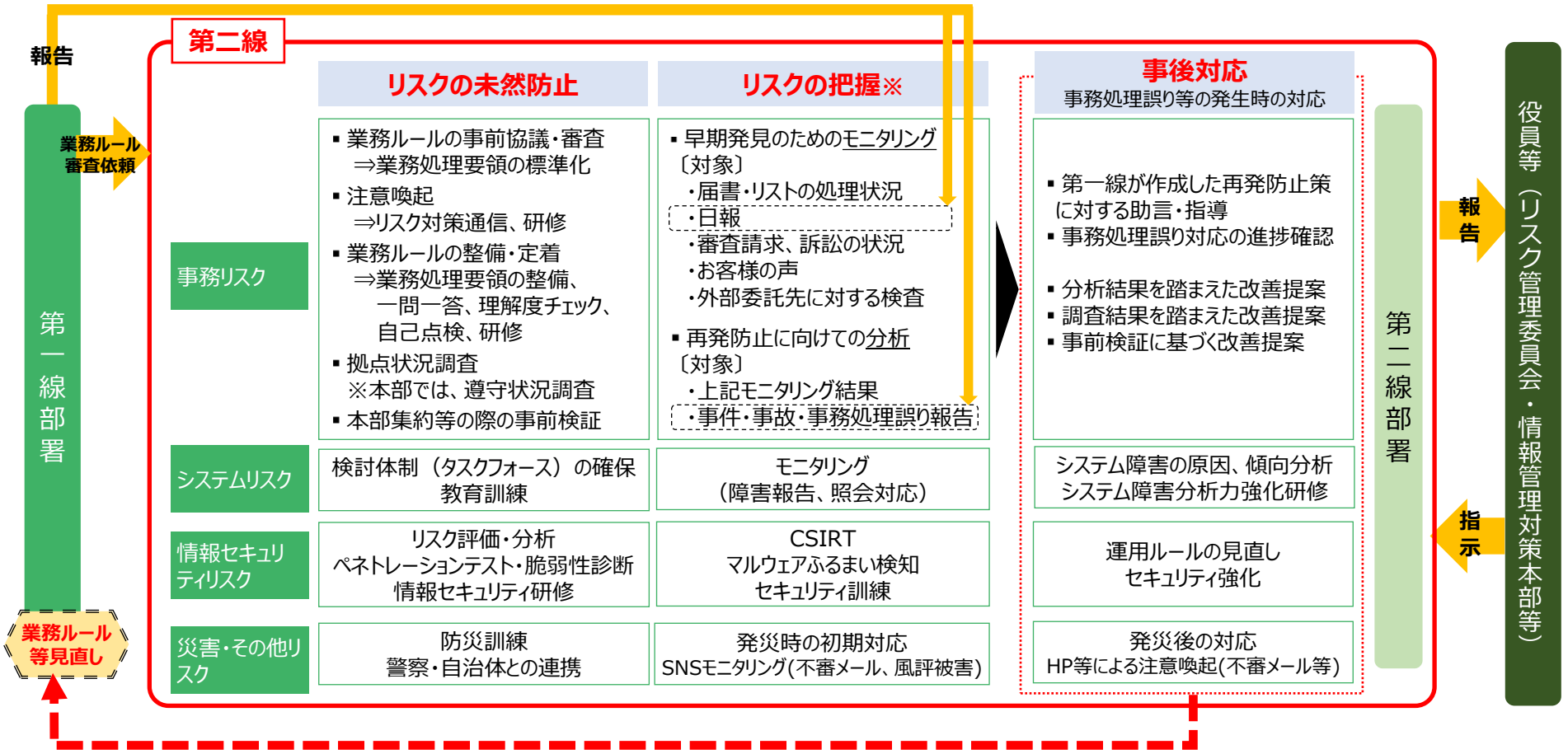

※リスク等の把握については、上記のほか、「法令等違反通報窓口」、「理事長への声（職員からの提案制度）」等、多角的に実施している。

5．第三線による内部統制とリスク管理

第三線の機能・役割

○ 第三線である監査部は、理事長に直属し、業務のモニタリングを行うとともに、定められたルールに基づいて業務が適正に行われているかについて、高リスク項目を優先的に業務検査対象とし、毎年すべての部署（第一線・第二線）に対して、「業務検査（準拠性）」を行っている。

○ また、高リスク領域の業務プロセスについて、ルールそのものの妥当性を含め、適正な業務運営が行われる管理体制となっているか等、「監査」を行っている。

○ これら業務検査や監査において検出した課題等に関し、改善提言（助言・提案）を行っている。